



改正日本下水道事業団法による 業務の拡充

ソリューション推進室長
佐藤泰治



- 事業団法改正の背景
- 事業団法改正の概要
- 支援機能の充実
- 今後の展望

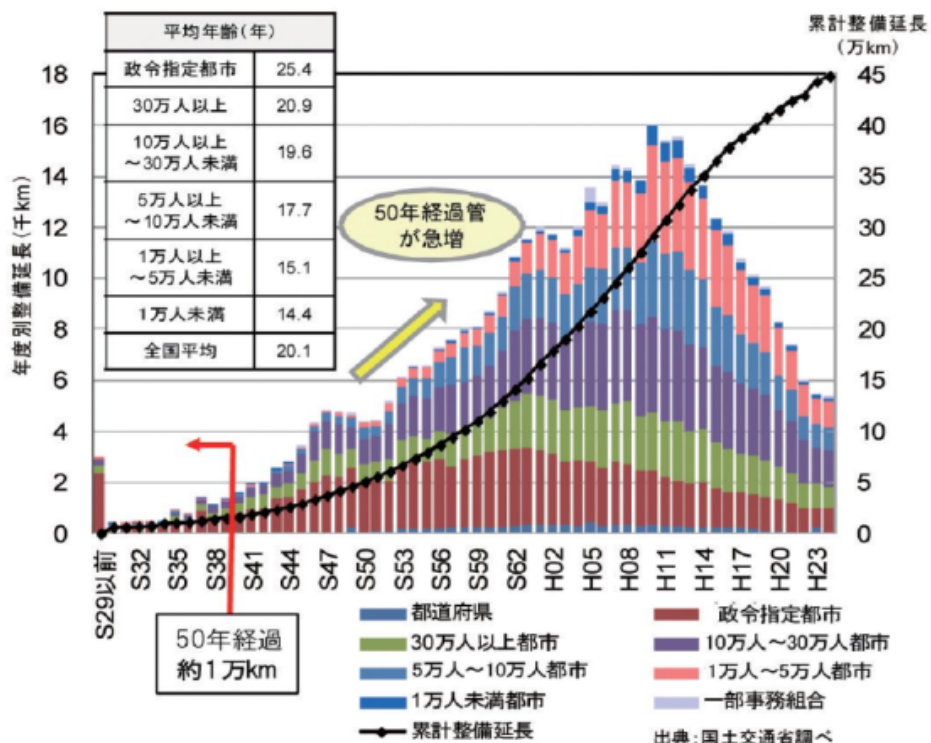
日本下水道事業団法改正の背景①



下水道における様々な課題

- ・未普及地域の解消
- ・執行体制の脆弱化
- ・既存施設の老朽化対策など
- ・防災(浸水、地震・津波)対策
- ・経営の健全化

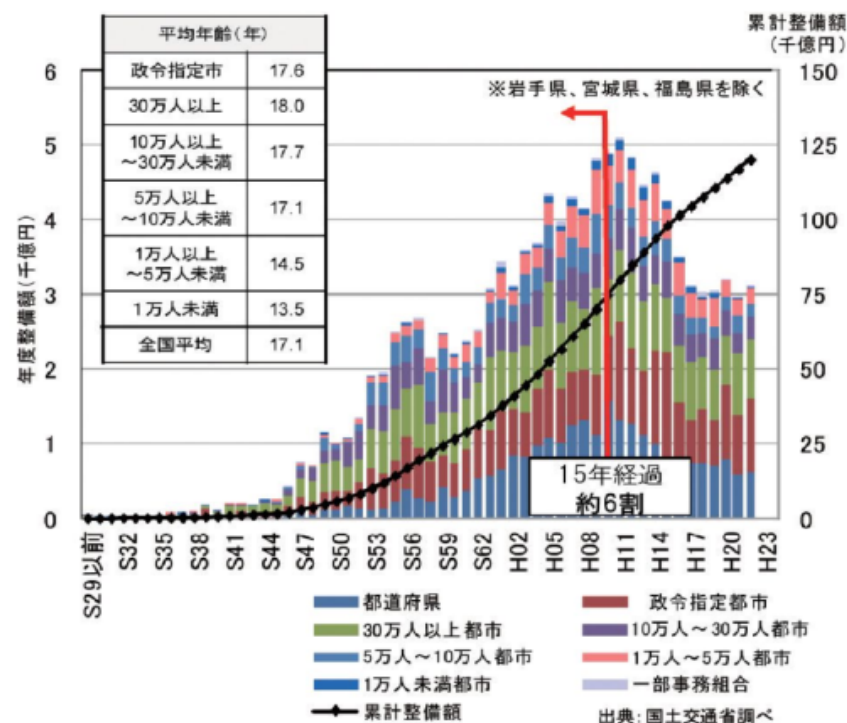
管路(年度別整備延長)



※東京都(区部)は政令指定都市に含める
以下同様

出典: 国土交通省下水道部調べ

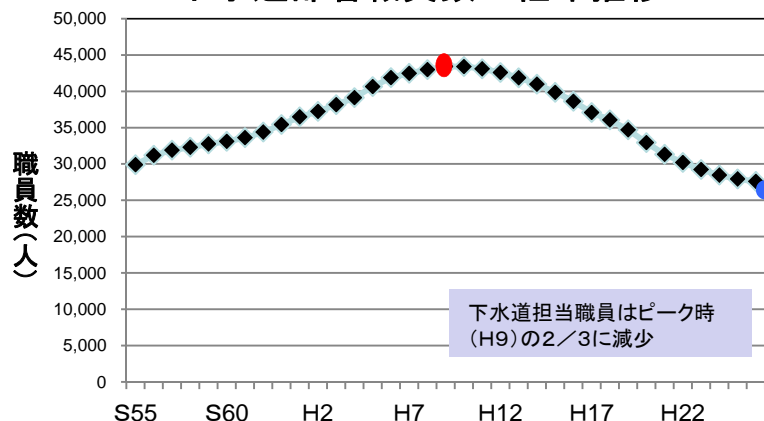
処理場・ポンプ場: 機械・電気(年度別整備額)



※処理場・ポンプ場(機械・電気設備)の平均年齢は資産台帳整備済み団体(449団体)について算出

日本下水道事業団法改正の背景②

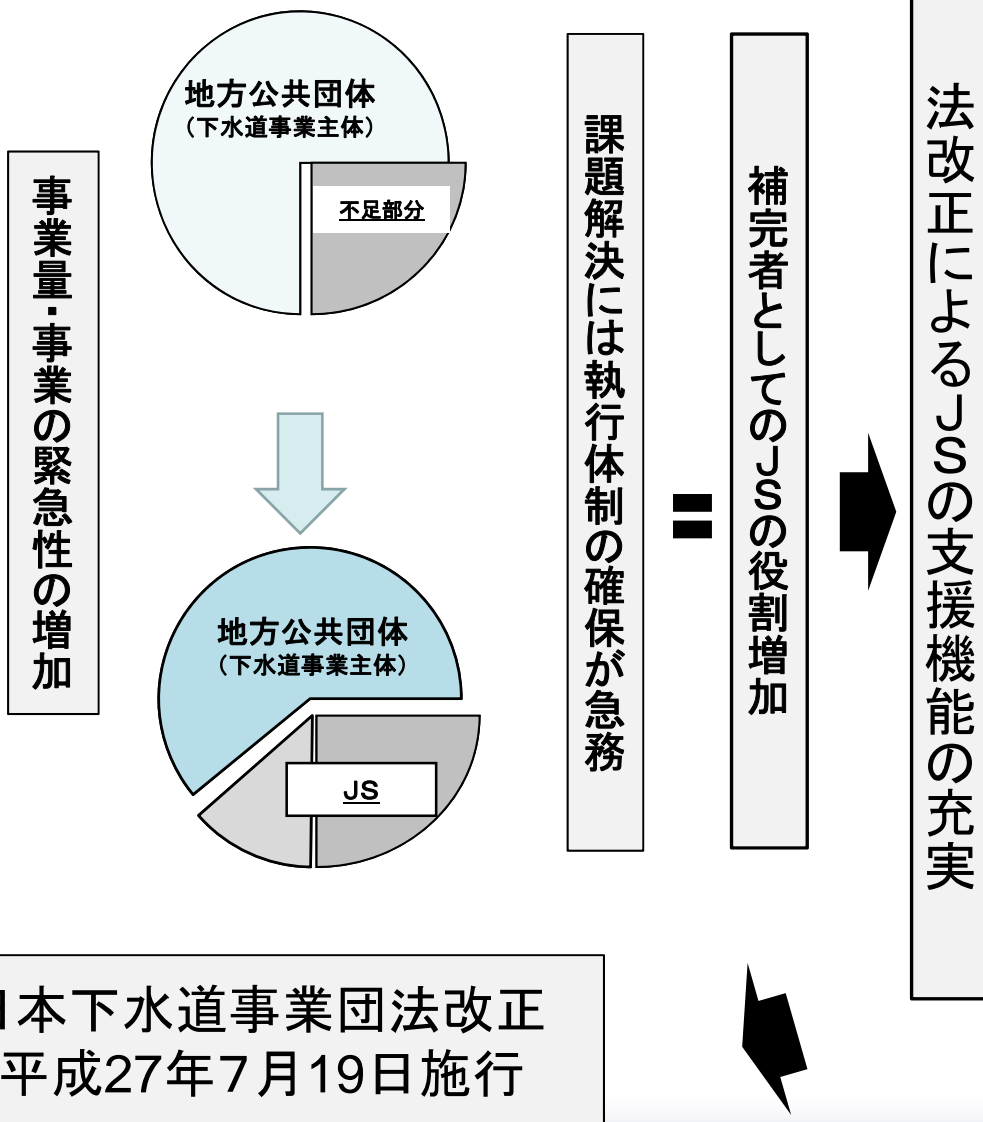
下水道部署職員数の経年推移



出典: 地方公共団体定員管理調査結果 -H26年- (総務省)

都市規模	下水道職員数 (人/都市)
政令都市	412.9
30万人以上	83.3
10万人以上	30.1
5万人以上	13.4
1万人以上	6.0
1万人未満	2.6

出典: 国土交通省下水道部





建設関係

終末処理場、終末処理場に直接接続する幹線管渠、ポンプ施設の建設を委託方式に基づき実施



対象施設の追加

- ① 浸水被害が発生した場合において再度災害を防止するため特に緊急に建設すべき管渠
- ② 建設に高度の技術を要する又は機械力を使用して建設することが適当であると認められる管渠

特定下水道工事の創設

委託方式によらず、建設工事を代行。管理者権限の行使が可能。補助金等はJSに直接交付。

維持管理関係

終末処理場、ポンプ施設



対象施設の追加

- ① 管渠
- ② 浸水被害対策区域内にある管理協定対象 雨水貯留施設の維持管理

災害支援関係

応急復旧の実施にあたっては、個々の実施個所毎に委託契約を締結



下水道管理者と締結した「災害時維持修繕協定」に基づき、被災した施設の維持・修繕を速やかに実施。



管渠工事の例

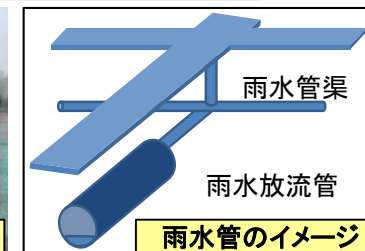
再度災害を防止するため特に緊急に建設すべき管渠

浸水被害が発生した場合において再度災害を防止するため特に緊急に建設すべき管渠

➡ 雨水幹線、雨水放流管など



浸水被害状況



雨水管のイメージ

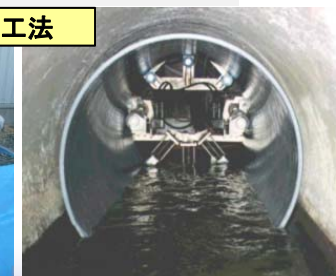
建設に高度の技術を要する又は高度の機械力を使用して建設する管渠

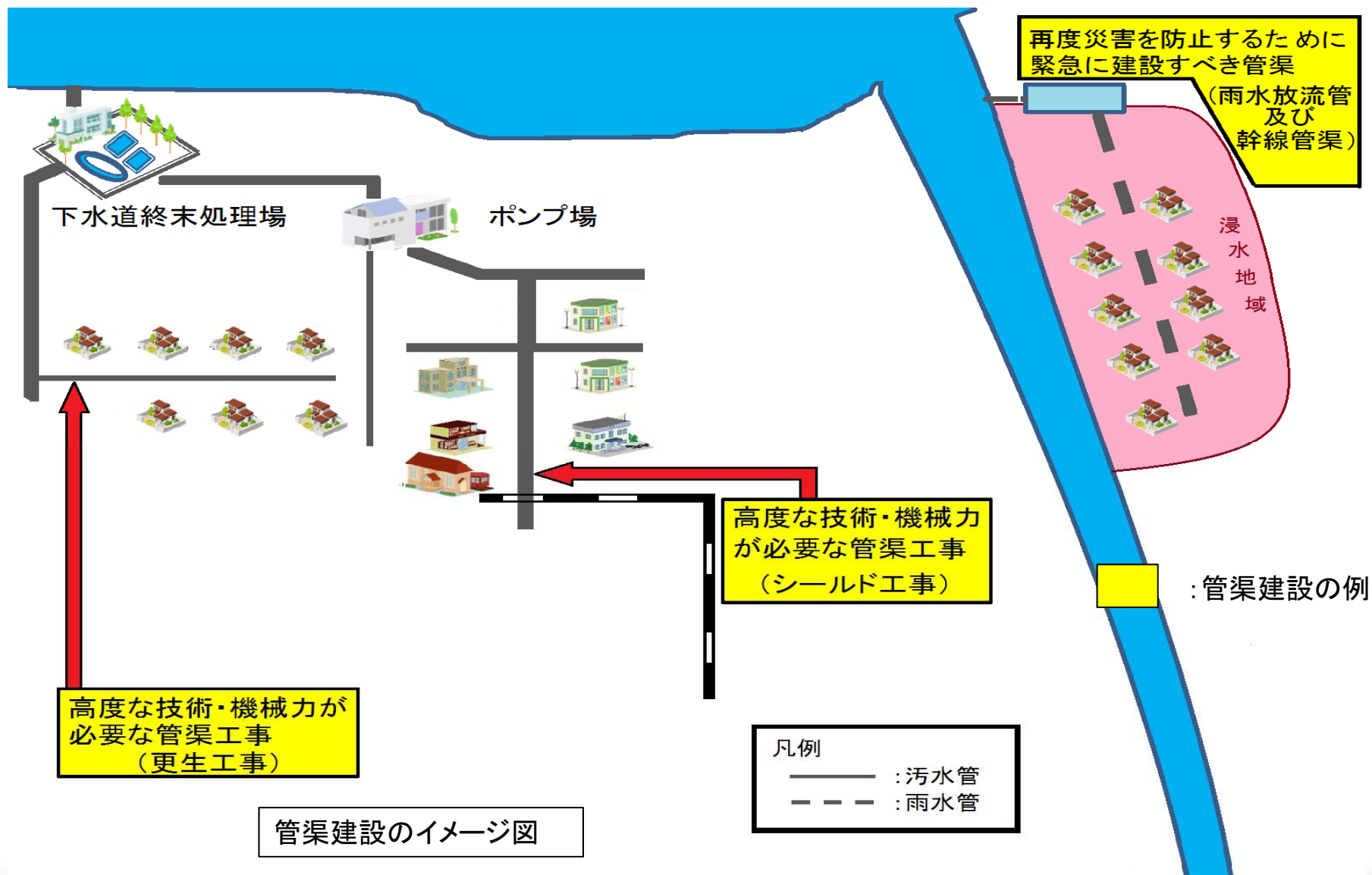
例えば、地下水位が高い、土質が軟弱である、地上交通、地下埋設物等が輻輳しているなど技術的難易度が高い施工条件が存在する区域における管渠の建設工事

➡ 更生工法、シールド工法など



更生工法







地方議会の議決に基づく要請があった場合、日本下水道事業団が補助金交付申請を含めて工事一式を代行。

対象施設

処理場、ポンプ場、一部の管渠施設

注：1一部の管渠とは、

- ①終末処理場に直接接続する幹線管渠
- ②再度災害を防止するため緊急に建設する管渠
- ③高度の技術・機械力を要する管渠



地方公共団体とJSとの関係
(管渠の例)

地方公共団体

- ①事実施方針決定
- ②補助金交付申請・執行管理
- ③地方公共団体負担分の起債
- ④測量のための私有地立ち入り等
- ⑤道路占用許可申請等の各種管理者協議等
- ⑥積算・発注
- ⑦監督管理、指示、工事 変更
- ⑧地元住民との調整
- ⑨工事発注・施工管理
- ⑩完成検査



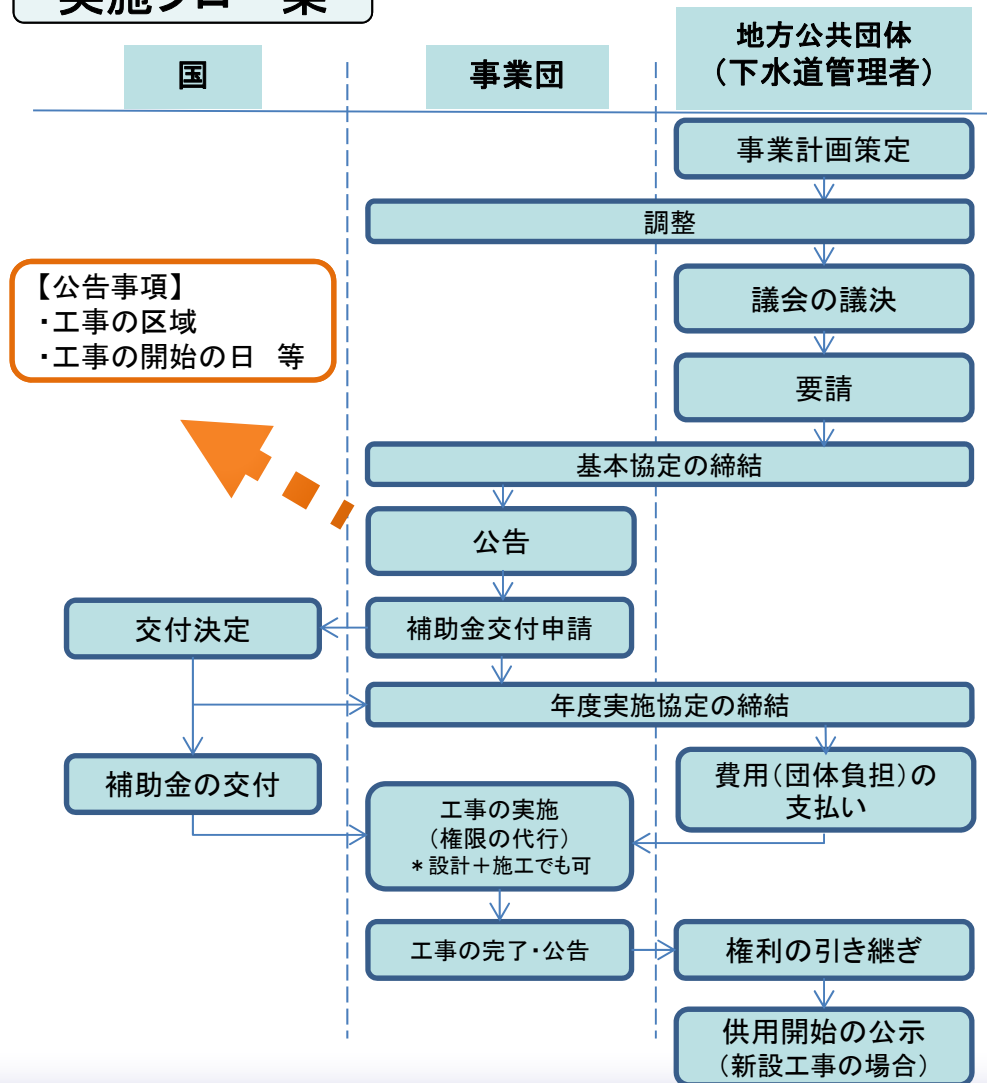
地方公共団体の負担が大幅に軽減

JS

- ②補助金交付申請・執行管理
- ④測量のための私有地立ち入り等
- ⑤道路占用許可申請等の各種管理者協議等
- ⑥積算・発注
- ⑦監督管理、指示、工事 変更
- ⑨工事発注・施工管理
- ⑩完成検査



実施フロー案



- ・補助金はJSに直接交付
- ・地方公共団体負担分の起債
- ・事業の要請には議会議決が必要

事業効果

- ・地方公共団体の負担が大幅に軽減
- ・事業が確実に執行し早期の整備が可能
- ・JSの技術力・人材力・マネジメント力を活用し、高品質で低価格の施設を提供

日本下水道事業団支援機能の充実 —災害時維持修繕協定—



日本下水道事業団ではこれまでも「災害支援」を実施して参りましたが、今回の法改正により「災害時維持修繕協定」(下水道法15条の2)に基づく「災害支援協定」を下水道管理者と締結することで、被災した施設の維持・修繕工事を速やかに実施することが出来るようになります。

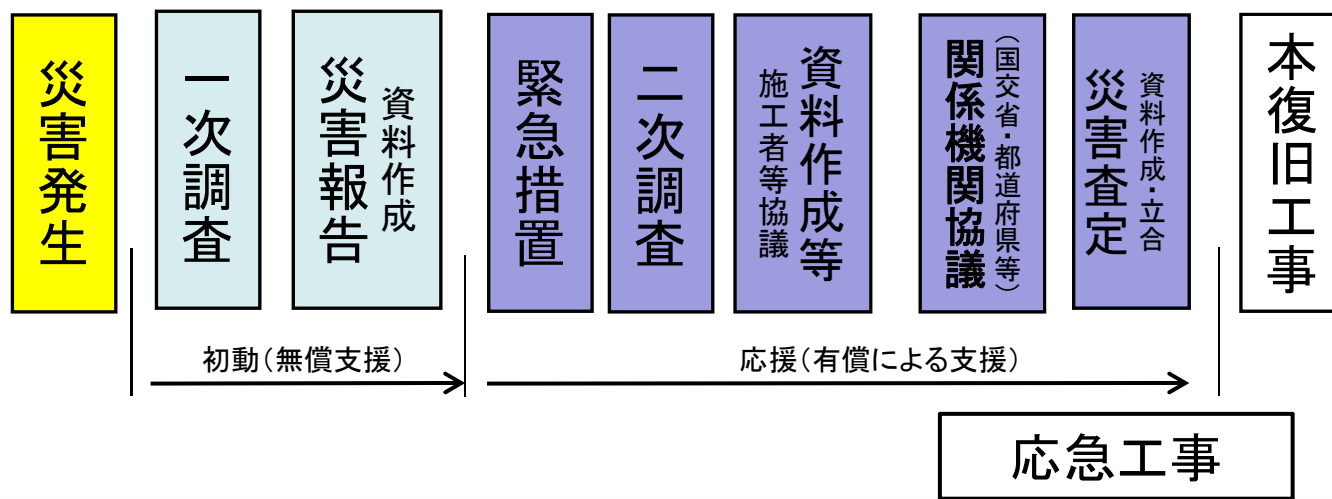
災害支援協定締結

地 公
方 共
体 団 体



日 事
本 業
下 水
道 道 団

事前に協定を締結した際には、地方公共団体の要請があれば、建設工事に係る協定手続きなしに、緊急時の維持・修繕に係る工事着手が可能に。



被災直後の支援



仮設沈殿池設置



日本下水道事業団支援機能の充実 —維持管理—



日本下水道事業団が受託できる維持管理の範囲が変わりました。

従 前

処理場・ポンプ場の維持管理を実施



改正後

- ①管渠
- ②下水道管理者が管理協定を締結して管理する雨水貯留施設が追加

管渠維持管理の一例

施設の点検・調査・診断・改築等実施計画の策定

巡視業務

点検業務

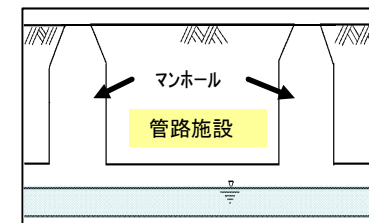
調査業務

診断業務

処理場



ポンプ場



管渠内調査状況



管渠調査ロボット

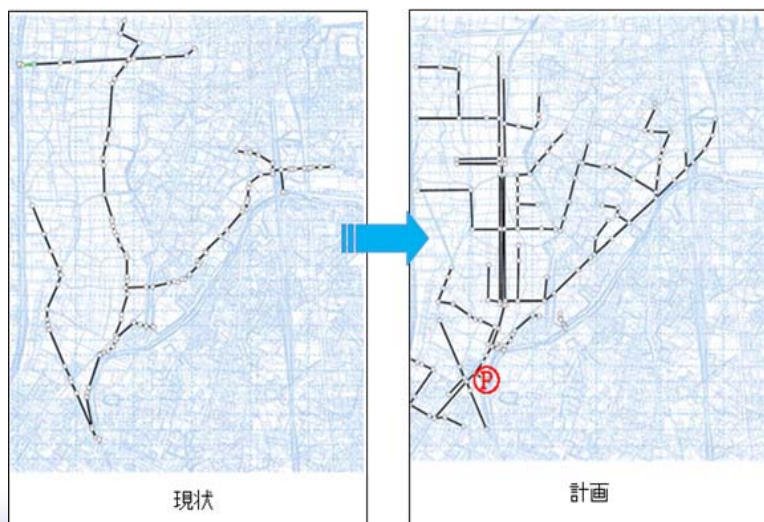


JSでは画像認識型カメラによる管路のスクリーニング調査技術を実用化しました。

新たに創設された「協議会制度」を活用した広域化の取り組み、浸水想定区域の検討、新たな事業計画の策定※に関する支援等、積極的に支援。

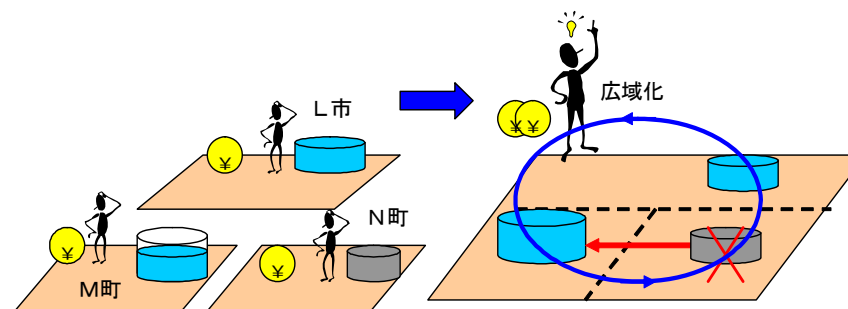
浸水想定区域の検討

- 浸水シュミレーション実施
 - 施設整備計画策定
- ⇒ 浸水想定・ハザードマップ



広域化の取り組み

- ・処理区の統合
 - ・汚泥の集約処理
 - ・維持管理の広域化 等
- ⇒ 広域化することで、
建設・維持管理コストを縮減



※「新たな事業計画の策定」に関する法改正は、H27.11月までに施行見込み。経過措置期間(3年)以内での策定が必要となるため、施行後、速やかな対応が必要。



ソリューションパートナーとして建設から維持管理まで一貫した支援制度が確立

地方公共団体の課題

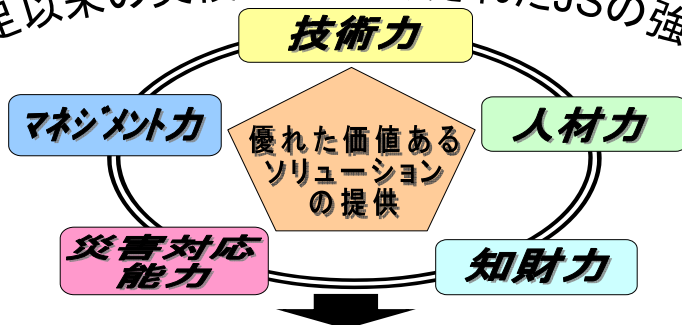
- ・再構築・新增設
- ・省エネ、創エネ技術導入
- ・人材育成(研修)
- ・企業会計化 ほか
- ・地震・津波・浸水対策
- ・維持管理
- ・長寿命化計画

JSの実績

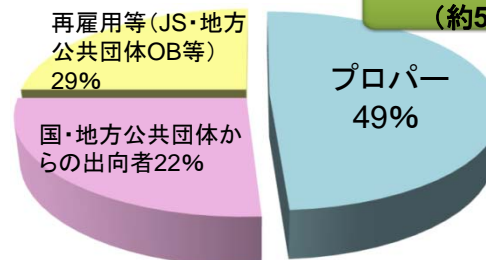
- ・約1,400箇所の処理場を新築・再構築(全国の約7割)
- ・ポンプ場約800箇所(うち雨水ポンプ場約300箇所)
- ・管渠約240箇所 (H26年度末現在)

JSは下水道技術者を共有の職員として
プールする唯一の地方公共団体支援・
代行機関である地方公共法人です。

発足以来の実績により蓄積されたJSの強み



技術職員の構成 (約530人)



～計画策定から設計・建設・維持管理までをワンストップで提供～

